

福岡県公報

平成29年3月10日
第3874号

目次

告示 (第152号 - 第160号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(県民情報公報課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10

○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12

監査委員

○包括外部監査事務を補助する者でなくなったことの告示	(監査委員事務局総務課)	12
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	13
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局特別監査室)	15

公安委員会

○筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示	(警察本部運転免許試験課)	17
○意見公募の結果の告示	(警察本部運転免許試験課)	17
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通企画課)	17
○意見公募の結果の告示	(警察本部交通企画課)	34

告 示

福岡県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	若 宮 線 玄 海	前	宗像市徳重二丁目550番 1先から 宗像市徳重二丁目555番 1先まで	16.8 ～ 21.4	103.0
			後	宗像市徳重二丁目550番 1先から 宗像市徳重二丁目555番 5先まで	13.8 ～ 19.5	

福岡県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	若 宮 線 玄 海	宗像市徳重二丁目550番1先から 宗像市徳重二丁目555番5先まで

福岡県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年2月8日福岡県告示第190号苅田都市計画道路事業3・4・10号尾倉与原線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

苅田町

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・46-10号尾倉与原線

3 事業施行期間

平成21年7月29日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年2月8日福岡県告示第190号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	三 瀬 線 上 陽	前	八女郡広川町大字新代 1862番2先から 八女郡広川町大字新代 2001番1先まで	13.6 ～ 32.0	430.0
			後	八女郡広川町大字新代 1862番2先から 八女郡広川町大字新代 2001番1先まで	13.6 ～ 32.0	

福岡県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

29年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三潞線 上陽	八女郡広川町大字新代2013番1先から 八女郡広川町大字新代2001番1先まで

福岡県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
福津介59	勝浦クリニック	福津市勝浦 3154 - 2	H 29・1・1	訪看・訪り・ 通リ・居管・ 予訪看・予訪 り・予通リ・ 予居管
宰介薬29	たちばな調剤薬局 五条店	太宰府市五条二丁目5番17号	H 28・7・1	居管・予居管
春介薬52	株式会社モリ薬局	春日市春日原北町三丁目65番	H 28・3・1	居管・予居管

福岡県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の

2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑介薬35	ハート薬局	筑後市大字上北島 312 - 5	筑後市大字上北島七反田 348 - 1	H 29・1・15
行居123	榎屋相談薬舗訪問看護ステーション	行橋市大字大橋三丁目9 - 29	行橋市行事四丁目19番7号	H 28・12・1
南筑後居5	ヘルパーステーション・はーとはんど	八女郡広川町大字新代1150 - 5 新世苑ビル1F101号	八女市本村 362 - 3	H 24・11・1

福岡県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日

福津介3	勝浦診療所	福津市勝浦 3154 - 2	H 28・12・31
筑紫介歯 80	フレンド歯科	筑紫野市塔原東三丁目8 - 6 (滝 C棟)	H 28・11・30
田川介薬 26	有限会社牛隈調剤薬局 米田	田川郡川崎町大字川崎小大山 459 - 3	H 29・1・6
行居67	ねむの木介護サービス	行橋市東大橋六丁目7 - 5	H 28・12・31
宗遠居67	さくらデイサービス太 陽	遠賀郡岡垣町海老津二丁目4 - 15	H 29・1・31

福岡県告示第160号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
飯塚市建花寺字高藪1617、1618、1642
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市川付字荒毛1012番17、1013番1及び1013番19
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役 澤田 貴司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字古賀387番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字古賀387番6
中野 修司 中野 佳子

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成29年福岡県規則第7号）の制定を行ったので、次のとおり公示

します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例（平成27年福岡県条例第56号）の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年3月10日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

- 日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成29年3月29日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から平成30年5月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成29年4月19日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物(チラシ、ポスター等は含まない。)を継続して(1年間に2回以上)製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3102 (ダイヤルイン)

(ファクス) 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成29年3月10日(金曜日)から平成29年4月19日(水曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年4月19日(水曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁建築都市部会議室(7階)

(2) 日時

平成29年4月20日(木曜日) 午後2時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(この号において「見積金額」とは、全戸配布広報紙1部当たりの見積

金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,799,870（平成28年5月から平成29年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、全戸配布広報紙音声コード版1部当たりの見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成29年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額より高いものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、全戸配布広報紙1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に12,799,870（平成28年5月から平成29年3月までの発行実績部数）を乗じて得た額と、全戸配布広報紙音声コード版1部当たりの契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に2,100（平成29年度の発行見込み部数）を乗じて得た額との合算とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加

わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.

(2) Time Limit of Tender : 5:00 p.m. on April 19,2017

(3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3102

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市泊字カツラギ913番1から913番4まで並びに字フシカ坂928番1から928番4まで、929番1及び929番4から929番10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市西区今宿一丁目1-31

株式会社イーコムハウジング

代表取締役 北島 光太郎

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	早良区飯倉七丁目の一部	平成29年2月27日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

福岡武道館外7施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成29年2月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

丸紅新電力株式会社

(2) 住所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

47,208,618円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年1月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
宗像警察署外9施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
丸紅新電力株式会社
 - (2) 住所
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,119,022円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年1月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
粕屋警察署外8施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
丸紅新電力株式会社
 - (2) 住所
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
47,180,289円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年1月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
中央警察署外9施設電力供給
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成29年2月21日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
丸紅新電力株式会社

(2) 住所
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
78,782,350円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成29年1月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量
博多警察署外8施設電力供給

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成29年2月21日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

株式会社F-Power

(2) 住所
東京都港区六本松一丁目8番7号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
101,586,741円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成29年1月6日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字井牟田3555番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区多々良一丁目8番25号
山縣 竜悟 山縣 知子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字古賀84番5から84番7まで、85番1、85番8及び85番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字古賀84番地3
渡邊 勲

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 グッデイ中間店
(2) 所在地 中間市蓮花寺二丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 グッデイ大牟田店
(2) 所在地 大牟田市大字三池字竹原444番4 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 グッデイ太宰府店
(2) 所在地 太宰府市高雄一丁目3671番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

監査委員

福岡県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第8項の規定により、包括外部監査人工藤雅春から次の者に監査の事務を補助させる必要がなくなったことについて通知があったので、同条第9項の規定により、次の者が包括外部監査人工藤雅春を補助する者でなくなったことを告示する。

平成29年3月10日

福岡県監査委員 山下 芳郎
同 伊藤 龍峰

同 行正 晴實
同 岩元 一儀

氏名及び住所

氏 名	住 所
村中 政夫	福岡市中央区草香江二丁目2番12-302号

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成28年11月14日28監総第509号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月10日

福岡県監査委員 山下 芳郎
同 伊藤 龍峰
同 行正 晴實
同 岩元 一儀

28 教財第822号
平成29年1月16日

福岡県監査委員 山 郎 殿
同 芳 殿
同 藤 龍 殿
同 行 正 晴 殿
同 岩 元 一 儀 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指 摘 事 項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が多額で前年度に比べて増加している。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金相談員及び職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者に対しては、続けて督促電話を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるような督促を行っている。 2 滞納期間の長い奨学生に対して、改めて状況を認識させ、返還を意識付けるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書の回収や滞納債権の返還督促を行っている。 3 奨学金返還督促強調月間を設定し、これまでの戸別訪問で面接ができていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。 <p>今後も、これらの取組を継続していくとともに、より効果的な取組を検討するなど債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けた一層の努力をしていく。</p>

監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育庁の75機関について実施した随時監査結果の報告（平成28年11月14日28監総第509号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	岩元 一儀

28 教財第823号
平成29年1月16日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 岩元一儀 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年11月14日28監総第509号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	物品購入において、代金の支払いが遅延しているものがあった。	電算入力を確実に完了するようチェック体制をさらに多重化・可視化するとともに、書類を編綴する際に再確認を行うことで再発防止を図る。
	物品購入において、平成28年度予算で支出すべきところを平成27年度予算で支出しているものがあった。また、代金の支払いが遅延しているものがあった。	担当外職員も研修会に積極的に参加させ、支出事務に関わらせるとし、管理職が財務規則等に則った適切な事務処理を行い、無理な予算消化をしないよう個別に全事務職員を指導した。 さらに、毎月打合せを実施し、管理職が事務の進捗管理を徹底する。
	物品購入に係る契約書類において、暴力団排除条項の内容に不備があった。	不備のあった契約書類を速やかに改正後のものに改め、改正前のデータはすべて削除した上で通知文書等により全事務職員で条項を再確認し、契約書類のチェックを徹底する。
	20万円以上の物品購入において、物品購入伺書の決裁を受ける前に一部物品の納品を受けていた。	計画的な発注を心がけ、また適正な時期に事務処理を行うことを全事務職員で徹底するとともに、発注・納品・支払までの進捗状況を確認する体制を整えた。

公安委員会

福岡県警察本部告示第14号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月10日

福岡県警察本部長 樹下 尚

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程の一部を改正する告示

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程（平成28年福岡県警察本部告示第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号ウ中「普通自動車」を「準中型自動車、普通自動車」に改め、同項第2号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

第6条第2項第1号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

様式第1号中

<input type="checkbox"/> 大型自動車	<input type="checkbox"/> 中型自動車	<input type="checkbox"/> 普通自動車
<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車	<input type="checkbox"/> 大型自動二輪車	<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車
<input type="checkbox"/> 牽引自動車		

を

<input type="checkbox"/> 大型自動車	<input type="checkbox"/> 中型自動車	<input type="checkbox"/> 準中型自動車
<input type="checkbox"/> 普通自動車	<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車	<input type="checkbox"/> 大型自動二輪車
<input type="checkbox"/> 普通自動二輪車	<input type="checkbox"/> 牽引自動車	

に、

<input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 中型	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 大特
<input type="checkbox"/> 大自二	<input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 牽引	

を

<input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 中型	<input type="checkbox"/> 準中型	<input type="checkbox"/> 普通
<input type="checkbox"/> 大特	<input type="checkbox"/> 大自二	<input type="checkbox"/> 普自二	<input type="checkbox"/> 牽引

に改める。

附 則

この告示は、平成29年3月12日から施行する。

福岡県警察本部告示第15号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準（案）について、平成29年1月19日から同年2月17日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成29年3月10日

福岡県警察本部長 樹下 尚

1 審査基準の題名

筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準

2 審査基準の改正の日

平成29年3月12日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、改正案のとおり審査基準を改正することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年3月10日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第12号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加え、同条第13号中「法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許」を「法第85条第1項若しくは第2項又は法第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許」に、「当該普通自動車対応免許」を「当該免許」に改め、「第71条の6第1項」の次に「又は第2項」を、「付けた普通自動車」の次に「又は準中型自

動車」を加える。

第29条の2第1項中「規定する認知機能検査」の次に「（以下単に「認知機能検査」という。）」を加える。

第29条の3第1項中「第101条の4第2項」を「第97条の2第1項第3号若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第3項」に改め、「前条第1項の」及び「（以下「講習予備検査」という。）」を削り、「講習予備検査受検申出書」を「認知機能検査受検申出書」に改め、同条第2項中「講習予備検査」を「認知機能検査」に改める。

第30条第1項中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 公安委員会は、法第102条第1項から第3項までの規定により診断書を提出すべき旨を命ずるときは、しんだんしょよていしゆつめいれいしょ きじゆんがいとうよう診断書提出命令書（基準該当用）（様式第50号の2）により行うものとする。

第32条の2中「中型車講習」の次に「準中型車講習」を加える。

第33条の2の2中「（様式第59号）」の次に「又は規則に定める様式に当該更新時講習申出書の内容が記載されたもの」を加える。

第33条の2の5中「第37条の8第3項第6号」を「第37条の8第3項（令第37条の6の4第6号に係る部分に限る。）」に改める。

第33条の2の6第2項中「講習予備検査」を「認知機能検査」に改める。

別表第3中

「普通自動車免許」 筑豊試験場又は筑後試験場 を

「準中型自動車免許
普通自動車免許」 筑豊試験場又は筑後試験場 に、

「普通自動車仮免許」 筑豊試験場又は筑後試験場 を

「準中型自動車仮免許
普通自動車仮免許」 筑豊試験場又は筑後試験場 に改める。

様式目次第43号の項中「講習予備検査受検申出書」を「認知機能検査受検申出書」に

改め、同日次中第50号の項の次に次のように加える。

第50号の2	<small>しんだんしょよていしゆつめいれいしょ きじゆんがいとうよう</small> 診断書提出命令書（基準該当用）	第30条
--------	--	------

様式第30号中

コ	乗 用				貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	普 通	軽					
サ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 一 種	中 二 種	普 一 種	特 二 種	大 自 二	普 自 二	小 特	計	を			
	専 従												
	予 備												

コ	乗 用				貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計	
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型						普 通
サ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 一 種	中 二 種	準 中 型	普 一 種	特 二 種	大 自 二	普 自 二	小 特	計	に改める。			
	専 従													
	予 備													

様式第36号を次のように改める。

様式第36号（第20条関係）

福岡県公安委員会 殿		安全運転管理者 講習申出書 副安全運転管理者		(署・第 号)
受講者	住所	市区町村	年月日	
ふりがな	氏名		生年月日	日生(歳)
	事業所での地位			
事業所 (自動車使用の本拠)	所在地			(所轄警察署名)
	事業所名			(電話番号)
	代表者氏名			

注1 講習の申出をする安全運転管理者又は副安全運転管理者を○印で囲むこと。
 2 事業所欄の「所轄警察署名」とは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の名称をいう。

第 号	②	③	受付者印
安全運転管理者等講習手数料	証紙貼付欄		
円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。 		
	④	⑤	⑥

第 号

受付証	安全運転管理者等講習に関する申出書を受け付けました。 (証紙金額 円)	年月日
課 (出先機関) 名	係員氏名	日 ④

(A4)

様式第 41 号中「普通 大自二 普自二（限定なし・小型）」を「準中型 普通 大自二 普自二（限定なし・小型）」に、

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	特	引

に改める。

様式第 42 号及び様式第 43 号を次のように改める。

様式第42号（第29条の2関係）

認知機能検査員講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

申請者

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第29条の2第1項に基づき認知機能検査員講習を受けたいので申し出ます。

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日（年齢）	年 月 日生（ 歳）
連絡先（電話番号）	

第 号	
認知機能検査員講習 円	① ②
受付証は認知機能検査員講習終了証明書 の発行をもつて代えます。	証紙貼付欄 ・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。
	③ ④
	受付者印

(A4)

様式第 4 3 号 (第 2 9 条の 3 関係)

認知機能検査受検申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 9 7 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 5 号の規

定に基づく認知機能検査

道路交通法第 1 0 1 条の 4 第 2 項の規定に基づく認知機能検査

道路交通法第 1 0 1 条の 7 第 3 項の規定に基づく認知機能検査

を受けたいので申し出ます。

注 該当する□にレ印を記入すること。

第 号	
認知機能検査手数料	① ②
円	証紙貼付欄
<p>受付証は認知機能検査結果通知書の発行をもつて代えます。</p>	<p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。
	③ ④
	受付者印

(A 4)

様式第45号を次のように改める。

様式第45号（第30条関係）

第 号

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

福岡県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっていて」との判定を受けたことから、道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条第1項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、福岡県警察本部交通部運転免許管理課 係までお問い合わせください。

福岡県警察本部交通部運転免許管理課
〒
電話

係

様式第50号の次に次の1様式を加える。

様式第50号の2 (第30条関係)

第 号

診断書提出命令書 (基準該当用)

年 月 日

住所

殿

福岡県公安委員会 [印]

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法(昭和35年法律第105号)第102条第1項の規定により、次のとおり、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許申請することとなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものでない場合、前記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

備考 この通知について、不明な点がある場合には、福岡県警察本部交通部運転免許管理課 係
 までお問い合わせください。

福岡県警察本部交通部運転免許管理課 係
〒 電話番号

様式第53号中

大	中	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
				自	自							特	引

を

大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	二
		中			自	自							特	引

に改める。

様式第54号から様式第56号までを次のように改める。

様式第54号 (第32条関係)

停止処分者講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

電話番号

停止
保留

私は、運転免許の効力を

日間

されましたが、道路交通法（昭和35年法律第

105号）第108条の2第1項第3号に基づく停止処分者講習を受けたいので申し出ます。

注 停止又は保留を○印で囲むこと。

第 号	①	②	③	④	⑤	⑥	受付者印
停止処分者講習 手数料							
円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。 						

証紙貼付欄

第 号

受 付 証	停止処分者講習に関する申出書を受け付けました。 (証紙金額 円)	年 月 日
課 (出先機関) 名	係員氏名	印

(A4)

様式第55号 (第32条の2関係)

大型車講習等申出書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

電話番号

第4号

第5号

第7号

第8号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の2第1項 の規定に基

大 型 車
中 型 車

準中型車 (普通有)

準中型車 (普通無)

普 通 車

大 型 二 輪 車

普 通 二 輪 車

大 型 旅 客 車

中 型 旅 客 車

普 通 旅 客 車

応急救護処置 (一)

応急救護処置 (二)

づく 講習を受けたいので申し出ます。

注 講習の根拠規定及び講習の種類を○印で囲むこと。

(A4)

様式第56号 (第32条の3関係)

原付講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

電話番号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の2第1項第6号に基づく原付講習を受けたので申出ます。

注 住所欄については、住民票等に記載されている住所を記載すること。

第 号				
原付講習手数料	円	証紙貼付欄		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 受付証は原付講習終了証明書の発行をもつて代えま す。 </div>	<p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。 <p style="text-align: center;">③</p> <p style="text-align: center;">④</p>	<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td style="padding: 2px;">受付者印</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>	受付者印	
受付者印				

(A4)

様式第 60 号から様式第 64 号までを次のように改める。

様式第60号 (第33条の2の3関係)

高齢者講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生 (歳)

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の2第1項第12号の規定に基づく高

齢者講習を受けたいので申し出ます。

第 号

高齢者講習手数料

円

① ②

証紙貼付欄

受付証は高齢者講習終了証明書の発行をもって代えま

・ 枠からはみ出さないでください。

・ 端まできれいに貼ってください。

③ ④

受付者印

(A4)

様式第61号（第33条の2の4関係）

違反者講習申出書		年 月 日
福岡県公安委員会 殿		
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項13号の規定に基づく違反者講習を受けたので申し出ます。		
整理番号	(通知書記載の整理番号を記入してください。)	
免許証番号		
生年月日	年 月 日 生 (歳)	性別
氏 名		
住 所		
連絡先		
該当するものに○印を付けてください。	希望する講習区分 ・ 社会参加活動事前体験コース（終了証明書が必要です。） ・ 社会参加活動当日体験コース ・ 実車指導コース	資料区分
現在に受けている免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 中 自 自 特 二 二 特 引 二 二 二 二 二 二	7 6

備考 太枠内のみ記入してください。

第 号	①	②	③	第 号
違反者講習手数料	証紙貼付欄 ・ 枠からはみ出さないでください。 ・ 端まできれいに貼ってください。			受付者印
違反者講習通知手数料	④	⑤	⑥	

受 付 証	違反者講習に関する申出書を受け付けました。 (証紙金額 円)	年 月 日
課 (出先機関) 名	係員氏名	印

(A4)

様式第62号（第33条の2の6関係）

チャレンジ講習申出書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第2項の規定に基づくチャレンジ講習を受けたいので申し出ます。

第 号

チャレンジ講習
手数料

円

① ②

証紙貼付欄

..... ・ 枠からはみ出さないでください。

..... ・ 端まできれいに貼ってください。

③ ④

【 受付証はチャレンジ講習受講結果確認書の発行をもつて代えます。 】

受付者印

(A4)

様式第63号（第33条の2の7関係）

特定任意高齢者講習申出書（簡易講習）

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第2項の規定に基づく特定任意高齢者講習を受けたいので申し出ます。

第 号			
特定任意高齢者講習（簡易講習）手数料	①	②	
料		証紙貼付欄	
円		・ 枠からはみ出さないでください。	
		・ 端まできれいに貼ってください。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 受付証は特定任意高齢者講習終了証明書発行をもつて代えます。 </div>	③	④	
			受付者印

(A4)

様式第64号（第33条の2の7関係）

特定任意高齢者講習申出書（シニア運転者講習）

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第2項の規定に基づく特定任意
高齢者講習を受けたいので申し出ます。

第 号

特定任意高齢者講
習（シニア運転者講
習）手数料

円

① ②

証紙貼付欄

・ 枠からはみ出さないでください。

・ 端まできれいに貼ってください。

③ ④

受付証は特定
任意高齢者講
習終了証明書
の発行をもっ
て代えます。

受付者印

(A4)

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

福岡県公安委員会告示第61号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、平成29年1月19日から同年2月17日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成29年3月10日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成29年福岡県公安委員会規則第3号）

2 規則の公布の日

平成29年3月12日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、様式の書式について一部変更の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。